

「障害者自立支援給付支払等システムについて」

和歌山県国民健康保険団体連合会

令和7年2月

目 次

1 全体スケジュール（例：令和7年4月サービス提供分）	1
2 請求受付	
(1) システムにログインできない	2
(2) パスワードを忘れてしまった	3
(3) IDがロックされた	4
(4) 請求情報を取り下げしたい	5
(5) 簡易入力ソフト等の操作方法が分からない	6
3 通知文書取得	
(1) 過去に取得した通知文書が消去されている	7
(2) 問合せの多い返戻理由	8
4 代理人による請求	
(1) 代理請求は、どのような場合に利用するのか	16
(2) 代理人によるインターネット請求を開始したい	18
5 令和6年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧	20

1 全体スケジュール

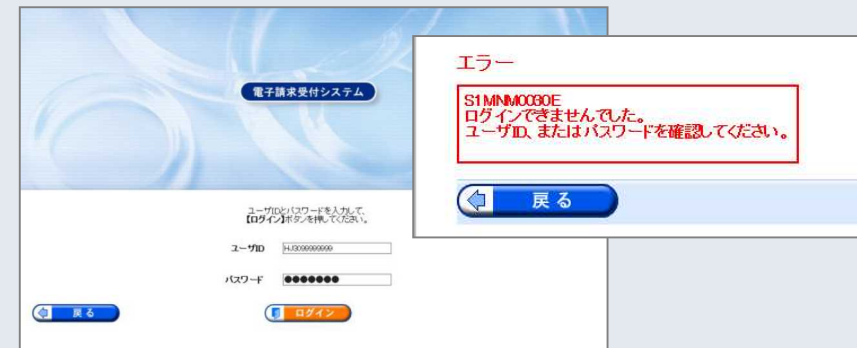
【例：令和7年4月サービス提供分】

令和7年5月		6月	
1～10日	12～30日	1日	13日
請求受付	審査	通知文書取得	支払処理
毎月、1～10日に請求情報の送信を行うことができます。 ※受付期間中は24時間請求することができます。ただし、締切日10日は、23時59分までとなります。 ※受付期間中であれば、請求の取り下げを行うことができます。	請求情報について、国保連合会での一次審査後、県・市町村にて二次審査を行います。	電子請求受付システムに接続して通知文書を取得することができます。 ・支払決定額通知書 ・支払決定額内訳書 ・返戻等一覧表 ・支払決定増減表 ・福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ	障害福祉サービス費等の振込日となります。 ※毎月15日となりますが15日が土日の場合は、前営業日となります。 ※振込時間は、金融機関によって異なります。

2 請求受付

(1) システムにログインできない

Q 1 障害者総合支援電子請求
受付システムにログインでき
ない。(新規事業所)



A 1 連合会から送付した「電子請求登録結果に関するお知らせ」に記載されているユーザIDと(仮)パスワード(パスワードを変更した後は、変更後のパスワード)が正しく入力されているか確認してください。

また、ログイン時に使用するパスワードにはセキュリティ上、180日の有効期限が設定されており、期限が切れた際には、パスワードの変更が必ず必要になります。

2 請求受付

(2) パスワードを忘れてしまった

Q2 変更したパスワードを忘れてしまったが
どうすればよいか。



A2 まずは、変更したパスワードを正しく入力しているか、確認してください。間違いやすい操作としては、以下が挙げられます。

1. 大文字/小文字 の区別
2. 全角/半角 の区別
3. スペースが入力されている
(コピーして貼り付けを行った場合、可能性があります)

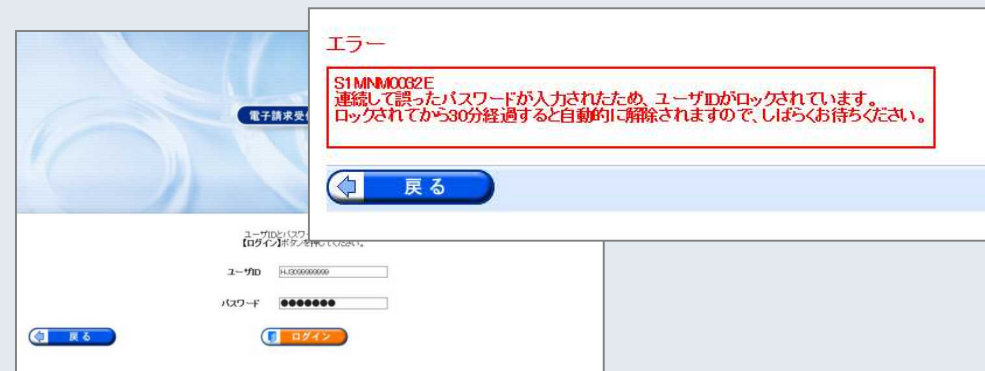
それでもログインできない場合は、国保連合会へお問い合わせください。

⇒ ☎ 073-427-4670

2 請求受付

(3) IDがロックされた

Q3 IDがロックされました。
どうすれば解除できるのでしょうか。



A3 約30分程でロックが解除されますので、しばらくお待ちください。

パスワードは大文字と小文字を区別しますので、正確に入力してください。

2 請求受付

(4) 請求情報を取り下げしたい

Q4 送信した請求情報に不備があったので、請求情報を取り下げしたい。

A4 請求受付期間内（1～10日まで）であれば、電子請求受付システムから請求情報の取り下げ依頼を行うことができます。



① 《メインメニュー》より「照会一覧ボタン」をクリックします。

② 【照会一覧】画面が表示されるので、取下げを行いたい請求情報の「詳細ボタン」をクリックします。

③ 【請求情報詳細】画面が表示されるので、内容を確認し、「取下げボタン」をクリックします。その後、次の画面で「送信ボタン」をクリックします。

- 5 -

※電子請求受付システム 操作マニュアル（事業所編） 2.2. 請求取下げ依頼を参照ください。

2 請求受付

(5) 簡易入力ソフト等の操作方法が分からない

Q5 国保中央会提供の簡易入力ソフト・電子請求受付システムの操作方法が分からない。

A5 お手数ですが、障害者総合支援電子請求ヘルプデスクへお問い合わせください。

【☎ 0570-059-403 FAX 0570-059-433】



3 通知文書取得

(1) 過去に取得した通知文書が消去されている

Q 1 過去に取得した通知文書（処遇改善加算等総額のお知らせ等）が電子請求受付システムから消去されている。

A 1 通知文書の保管期間は、すべての通知文書を取得し、状況が[完了]となってから3カ月となります。

事業所番号	事業所名	処理対象年月	請求	通知	状況	詳細
1311111111	請求事業所A	2009/01	○	-	到達済	詳細
1311111111	請求事業所A	2008/12	○	○	完了	詳細
1311111111	請求事業所A	2008/11	○	-		詳細
1311111111	請求事業所A	2008/10	○	-	エラー	詳細

【完了】請求の翌月に国保連合会より通知される通知文書をすべて取得した状態

【到達済】請求情報が国保連合会に正常に到達し、通知文書をすべて取得する前の状態

毎月、通知文書をダウンロードし、所定フォルダ等に保存することをお勧めいたします。

（２）問合せの多い返戻理由①

エラーコードED01、ED02：該当の請求情報は既に支払確定済です。

例)介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検で正常)の場合

[illegible]

【エラー原因】

過去に同一の請求情報が送信されています。

【対処方法】

過去に同一の請求情報を送信していないか確認してください。

すでに処理された請求情報について修正を行う場合は、市町村へ過誤申立を行ってから、請求情報を送信してください。

※市町村と過誤・再請求する月を調整してください。

3 通知文書取得

(2) 問合せの多い返戻理由④

エラーコードEH11・EH12・EH16・EH17：資格：請求明細書の明細情報・契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳・障害児支援受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません。

例)介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(一次審査で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)
(居宅介護、要援加給介護、同行介護、行動援護、看護支援等包括支援、短期入所、療養介護、看護介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労受療支援、障害者生活援助)

市町村番号 991111 事業所番号 9910011111

受給者証番号 9900000001 受給者 太郎 事業所 A事業所

支給決定に係る障害児氏名 地域区分 一級地

利用費負担上限月額 9,300 就労継続支援A型認定対象者 無し

利用費負担上限額 指定事業所番号 事業所名称 管理番号 管理区分

サービス提供 開始年月日 終了年月日 利用開始日 入居日 退居日 退去日

サービス内容 サービスコード 乗人数 回数 サービス単位数 単価

介護介護 222201 470 20 9,320

介護介護 222715 419 1 419

介護介護 222722 133 1 133

受給者台帳(支給決定)

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	異動区分
991111	9900000001	221000	2020.04.01	1:新規

訂正年月日 訂正区分 証記載市町村番号 決定支給期間(開始年月日) 決定支給期間(終了年月日) ***

— — 991111 2020.04.01 2023.03.31 ***

介護給付費等明細書情報(契約情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	決定サービスコード	***
2022.04	991111	9910011111	9900000001	221000	***

【エラー原因】

サービス提供年月が決定支給期間(終了年月日)の年月より後である。

【対処方法】

正しい支給決定コード、支給決定期間を確認してください。

※ご不明の場合、市町村へお問い合わせください。

3 通知文書取得

(2) 問合せの多い返戻理由⑤

エラーコードEH09・EH14：資格：請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する受給者台帳・障害児支援受給者台帳の支給決定情報が存在していません。

例) 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(一次審査で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)

(国宅介護、重度加算介護、同行介護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、療育介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)

市町村番号 991111 施設番号 990000001 施設名称 太郎 施設区分 一般施設

支給決定に係る障害児氏名 太郎 太郎

利用開始年月日 2020.04.01 利用終了年月日 2023.03.31

サービス提供状況

サービス提供状況	サービスコード	回数	サービス提供額	備考
介護給付費	22	20	9,120	
介護給付費加算	2201	419	419	
介護給付費加算	2202	419	419	
介護給付費加算	2203	1	1	

受給者台帳(支給決定)

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	異動区分
991111	990000001	221000	2020.04.01	1:新規

訂正年月日 訂正区分 証記載市町村番号 決定支給期間(開始年月日) 決定支給期間(終了年月日) ...

介護給付費等明細書情報(日数情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	...
2022.10	991111	991001111	990000001	22	...

【エラー原因】

決定サービスコードが受給者台帳・障害児支援受給者台帳(支給決定)に存在しない。

【対処方法】

正しい支給決定コード、支給決定期間を確認してください。

※ご不明の場合、市町村へお問い合わせください。

3 通知文書取得

(2) 問合せの多い返戻理由⑦

エラーコードEN24：資格：請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳「多子軽減対象区分」に応じた値と一致していません。

例) 障害児通所給付費・入所給付費等明細書(点検で正常)の場合

障害児通所給付費・入所給付費等明細書(確認リスト)

都道府県番号: 991111 年度: 平成 25 年 10 月分

受給者証番号: 9900000001 指定事業所番号: 9900000001

給付決定保護者氏名: 受給 太郎 事業番号及びその事業所名: A事業所

給付決定に係る障害児氏名: 受給 花子 地域区分: 一般地

利用者負担上限月額(1): 37,200

障害児支援受給者台帳(基本)

証記載 都道府県番号	受給者証番号	都道府県等が定める額の適用有無	都道府県等が定める額	都道府県等が定める額の有効期間 (開始年月日)	都道府県等が定める額の有効期間 (終了年月日)	多子軽減 対象区分	...
991111	9900000001	2:有り	30,000	2014.04.01	2015.03.31	1:第2子軽減 対象児童	...

1 割相当額と多子軽減後の額と都道府県等が定める額のうち最も小さい額: 14,309 (円)

サービス
01
給付費等の額の特例情報

サービス	給付単位数	単価	給付額	...	合計
01	23	1,173	26,979		26,979
02	11	1,173	12,903		12,903
03	1	1,173	1,173		1,173
04	1	1,173	1,173		1,173
05	1	1,173	1,173		1,173
06	1	1,173	1,173		1,173
07	1	1,173	1,173		1,173
08	1	1,173	1,173		1,173
09	1	1,173	1,173		1,173
10	1	1,173	1,173		1,173
11	1	1,173	1,173		1,173
12	1	1,173	1,173		1,173
13	1	1,173	1,173		1,173
14	1	1,173	1,173		1,173
15	1	1,173	1,173		1,173
16	1	1,173	1,173		1,173
17	1	1,173	1,173		1,173
18	1	1,173	1,173		1,173
19	1	1,173	1,173		1,173
20	1	1,173	1,173		1,173
21	1	1,173	1,173		1,173
22	1	1,173	1,173		1,173
23	1	1,173	1,173		1,173
24	1	1,173	1,173		1,173
25	1	1,173	1,173		1,173
26	1	1,173	1,173		1,173
27	1	1,173	1,173		1,173
28	1	1,173	1,173		1,173
29	1	1,173	1,173		1,173
30	1	1,173	1,173		1,173
31	1	1,173	1,173		1,173
32	1	1,173	1,173		1,173
33	1	1,173	1,173		1,173
34	1	1,173	1,173		1,173
35	1	1,173	1,173		1,173
36	1	1,173	1,173		1,173
37	1	1,173	1,173		1,173
38	1	1,173	1,173		1,173
39	1	1,173	1,173		1,173
40	1	1,173	1,173		1,173
41	1	1,173	1,173		1,173
42	1	1,173	1,173		1,173
43	1	1,173	1,173		1,173
44	1	1,173	1,173		1,173
45	1	1,173	1,173		1,173
46	1	1,173	1,173		1,173
47	1	1,173	1,173		1,173
48	1	1,173	1,173		1,173
49	1	1,173	1,173		1,173
50	1	1,173	1,173		1,173
51	1	1,173	1,173		1,173
52	1	1,173	1,173		1,173
53	1	1,173	1,173		1,173
54	1	1,173	1,173		1,173
55	1	1,173	1,173		1,173
56	1	1,173	1,173		1,173
57	1	1,173	1,173		1,173
58	1	1,173	1,173		1,173
59	1	1,173	1,173		1,173
60	1	1,173	1,173		1,173
61	1	1,173	1,173		1,173
62	1	1,173	1,173		1,173
63	1	1,173	1,173		1,173
64	1	1,173	1,173		1,173
65	1	1,173	1,173		1,173
66	1	1,173	1,173		1,173
67	1	1,173	1,173		1,173
68	1	1,173	1,173		1,173
69	1	1,173	1,173		1,173
70	1	1,173	1,173		1,173
71	1	1,173	1,173		1,173
72	1	1,173	1,173		1,173
73	1	1,173	1,173		1,173
74	1	1,173	1,173		1,173
75	1	1,173	1,173		1,173
76	1	1,173	1,173		1,173
77	1	1,173	1,173		1,173
78	1	1,173	1,173		1,173
79	1	1,173	1,173		1,173
80	1	1,173	1,173		1,173
81	1	1,173	1,173		1,173
82	1	1,173	1,173		1,173
83	1	1,173	1,173		1,173
84	1	1,173	1,173		1,173
85	1	1,173	1,173		1,173
86	1	1,173	1,173		1,173
87	1	1,173	1,173		1,173
88	1	1,173	1,173		1,173
89	1	1,173	1,173		1,173
90	1	1,173	1,173		1,173
91	1	1,173	1,173		1,173
92	1	1,173	1,173		1,173
93	1	1,173	1,173		1,173
94	1	1,173	1,173		1,173
95	1	1,173	1,173		1,173
96	1	1,173	1,173		1,173
97	1	1,173	1,173		1,173
98	1	1,173	1,173		1,173
99	1	1,173	1,173		1,173
100	1	1,173	1,173		1,173

【エラー原因】

利用者負担額②の値が、多子軽減後の額と異なる。

【対処方法】

利用者負担額②の値が、

①第2子軽減対象児童の場合は、総費用額×5/100（小数点以下切捨）

②第3子以降軽減対象児童の場合は、0円となっているか確認してください。

3 通知文書取得

(2) 問合せの多い返戻理由⑧

Q2 エラーコード P P 1 9 について教えてください。

A2 「P P 1 9 支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません」については、請求明細書が何らかのエラーにより返戻となった場合、サービス実績記録票も返戻とするため、このエラーコードを使用します。正しく訂正した請求明細書とサービス実績記録票を再度提出して下さい。

Q3 アルファベットの「S」から始まるエラーコードについて教えてください。（例：S A 1 1）

A3 市町村にて設定されたコードになります。内容については該当の市町村にお問い合わせください。

4 代理人による請求

(1) 代理請求とはどのような場合に利用するのか

Q1 代理請求は、どのような場合に利用するものですか。

A1 代理請求とは、障害者総合支援、または介護保険における介護給付費等の請求事務を代理人が事業者に代わって行うことです。代理請求の主なパターンは以下の通りです。

No.	主なパターン
1	事業所から請求事務を委任された代理請求事業者等が請求を行う場合
2	複数の事業所や支店を運営する法人等で、本店等が複数の事業所分の請求をまとめて行う場合
3	複数の事業所番号が指定されている事業所等で、複数の事業所番号分の請求をまとめて行う場合
4	<u>介護保険事業所</u> と障害者総合支援事業所を運営している法人等で、双方の請求をまとめて行う場合

4 代理人による請求

(1) 代理請求とはどのような場合に利用するのか

Q2 障害者総合支援とは別に介護保険でもインターネット請求を開始したいのですが、新たに電子証明書の発行が必要なのでしょうか。

A 2 介護保険証明書を別に取得するパターンと、代理人として介護・障害共通証明書を取得するパターンとがあります。

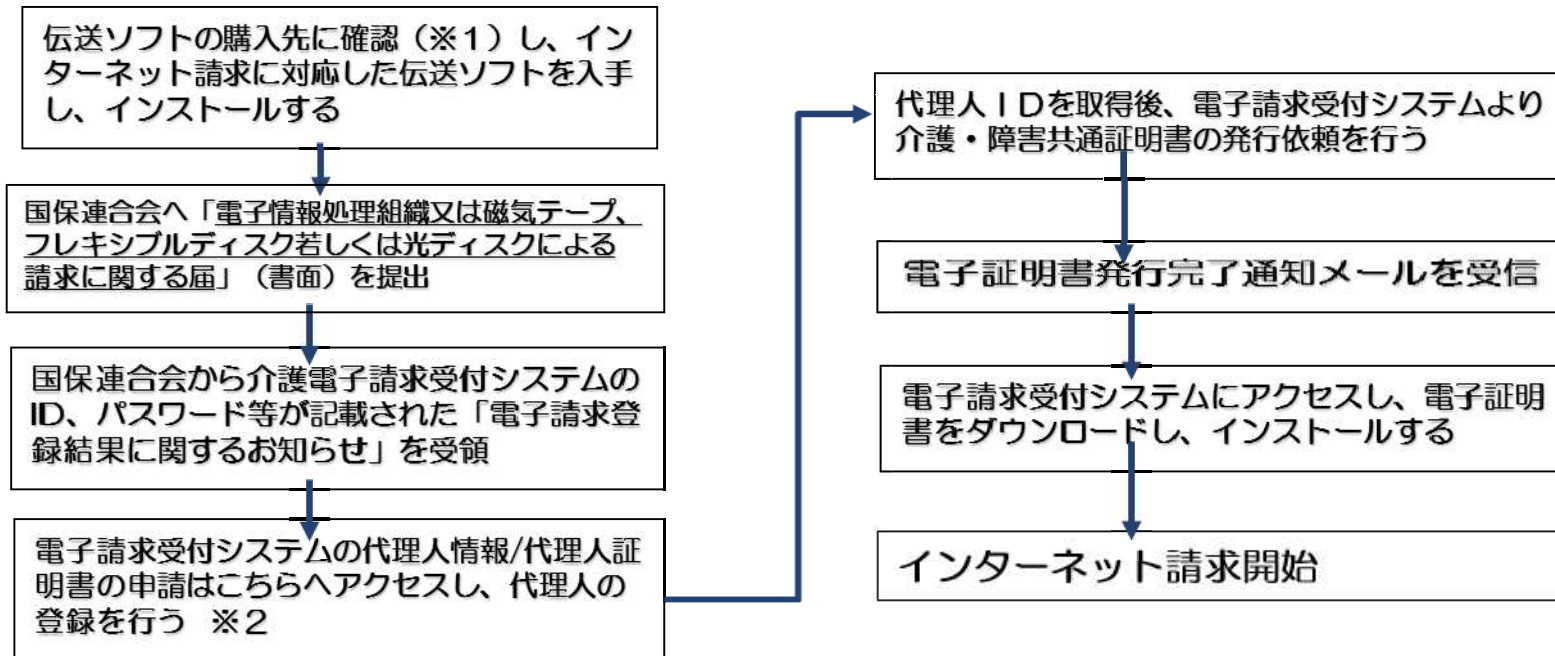
No.	証明書利用区分	有効期間	発行手数料	説明
1	障害者総合支援証明書	3年	7,800円	障害者総合支援事業所、または代理人が、障害者総合支援の請求に使用する証明書
2	介護保険証明書	3年	13,200円	介護保険事業所、または代理人が、介護保険の請求に使用する証明書
3	介護・障害共通証明書	3年	13,900円	代理人が、障害者総合支援及び介護保険の請求に使用する証明書

※介護・障害共通証明書を取得する場合は、代理人電子請求受付システム操作マニュアルを参照ください。

4 代理人による請求

(2) 代理人によるインターネット請求を開始したい

介護保険インターネット請求を開始するために以下の手順をご確認ください！



※1 介護伝送ソフトを国保中央会から直接ご購入頂いている事業所は、国保中央会の介護電子請求ヘルプデスク（次項）までご連絡ください。

※2 既に代理人として登録している場合は、電子請求受付システムより委任事業所の追加を行い、次の手順に進んでください。

4 代理人による請求

(2) 代理人によるインターネット請求を開始したい

■ 介護電子請求ヘルプデスクにご相談ください

代理人でのインターネット請求開始の手続きなどについては、介護電子請求ヘルプデスクまでお問い合わせください。

介護電子請求ヘルプデスク

【連絡先】 ☎0570-059-402 FAX 0570-059-422
mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp

【電子請求受付システムのアドレス】 <http://www.e-seikyuu.jp/>

上記アドレスより、インターネット請求を開始するまでの準備作業を記載した資料を入手できます。

■手順

- (1) 上記アドレス（電子請求受付システム総合窓口）画面にて「代理人情報/代理人証明書の申請はこちら」をクリックします。
- (2) ログイン前の「お知らせ一覧」画面が表示されますので、移行手順書の取得に関するお知らせを確認し、移行手順書を入手してください。

5 令和6年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧

(1) 判定レベルの見直しについて

○令和6年11月審査分より審査機能強化のため、以下のチェックの結果について、誤りがある請求は返戻となります。

(2) 請求明細書に対するチェック

○加算の算定回数が算定可能回数を超過していないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
1	EF87	受付: 家族支援加算(Ⅰ)が算定可能回数を超過しています
2	EF88	受付: 家族支援加算(Ⅱ)が算定可能回数を超過しています

○事業所台帳の設定値から算出した加算の単位数を超過していないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
3	PC63	受付: 夜間看護体制加算(看護職員をさらに配置)が、所定単位数に事業所台帳の夜間看護体制(看護職員配置数)を乗じた単位数を超過しています
4	PC64	受付: 常勤看護職員等配置加算が、所定単位数に事業所台帳の「常勤看護職員等配置(看護職員常勤換算員数)」を乗じた単位数を超過しています
5	PC65	受付: 地域移行支援体制加算が、所定単位数に事業所台帳の「地域移行支援体制(定員減少数)」を乗じた単位数を超過しています

5 令和6年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧

(2) 請求明細書に対するチェック

○事業所台帳の設定値との関係が正しいこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
6	PC67	受付:事業所台帳の「重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲの有無」が「無し」のため、重度障害者支援加算ⅡまたはⅢは算定できません
7	PC74	受付:事業所台帳の「居住支援連携体制加算区分」が「非該当」のため、自立生活支援加算(Ⅰ)(情報共有)は算定できません
8	PC75	受付:事業所台帳の「地域移行支援体制加算の有無」が「無し」のため、地域移行支援体制加算は算定できません
9	PC78	受付:事業所台帳の「入浴支援加算の有無」が「無し」のため、入浴支援加算は算定できません
10	PC79	受付:事業所台帳の「目標工賃達成の有無」が「無し」のため、目標工賃達成加算は算定できません
11	PC81	受付:事業所台帳の「中核的人材配置体制の有無」が「無し」のため、重度障害者支援加算(中核的人材配置)は算定できません
12	PC82	受付:事業所台帳の「移行支援住居体制(自立生活支援加算(Ⅲ))の有無」が「無し」のため、自立生活支援加算(Ⅲ)は算定できません
13	PC87	受付:事業所台帳の「高次脳機能障害者支援体制加算の有無」が「無し」のため、高次脳機能障害者支援体制加算は算定できません
14	PC89	受付:事業所台帳の「栄養改善加算の有無」が「無し」のため、栄養改善加算は算定できません
15	PK66	受付:障害児施設台帳の「経過措置対象区分」が「非該当」のため、児童発達支援センターの旧基準の報酬は算定できません
16	PK68	受付:障害児施設台帳の「入浴支援加算の有無」が「無し」のため、入浴支援加算は算定できません
17	PK70	受付:障害児施設台帳の「個別サポート加算(Ⅰ)の有無」が「無し」のため、個別サポート加算(Ⅰ)(一定の要件)は算定できません
18	PK71	受付:障害児施設台帳の「視覚・聴覚言語障害児支援加算の有無」が「無し」のため、視覚・聴覚言語障害児支援加算は算定できません
19	PK72	受付:障害児施設台帳の「多職種連携支援加算の有無」が「無し」のため、多職種連携支援加算は算定できません
20	PK73	受付:障害児施設台帳の「小規模グループケア体制(サテライト型)」が「無し」のため、小規模グループケア加算(サテライト型)は算定できません
21	PK74	受付:障害児施設台帳の「要支援児童加算(Ⅱ)の有無」が「無し」のため、要支援児童加算(Ⅱ)は算定できません
22	PK82	受付:障害児施設台帳の「中核機能強化事業所加算の有無」が「無し」のため、中核機能強化事業所加算は算定できません
23	PK84	受付:障害児施設台帳の「共生型サービス体制強化加算(医療的ケア)の有無」が「無し」のため、当該加算は算定できません

5 令和6年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧

○事業所台帳の設定値との関係が正しいこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
24	PK86	受付:障害児施設台帳の送迎加算(重度)及び送迎加算(医ケア)が「無し」のため、送迎加算(重心児又は医ケア児の場合)は算定できません
25	PK87	受付:障害児施設台帳の「送迎加算(医ケア)の有無」が「無し」のため、送迎加算(医療的ケアスコア16点以上の場合)は算定できません
26	PK88	受付:障害児施設台帳の「日中活動支援体制(旧:職業指導員体制)の有無」が「無し」のため、日中活動支援加算は算定できません

5 令和6年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧

(3) 請求明細書及びサービス提供実績記録票に対するチェック

○請求明細書の報酬の算定回数がサービス提供実績を超えていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
27	PR69	支給量: 請求明細書の地域移行促進加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の地域移行促進加算Ⅰの算定回数を超えています
28	PR70	支給量: 請求明細書の地域移行促進加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の地域移行促進加算Ⅱの算定回数を超えています
29	PR71	支給量: 請求明細書の地域連携会議実施加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の地域連携会議実施加算Ⅰの算定回数を超えています
30	PR72	支給量: 請求明細書の地域連携会議実施加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の地域連携会議実施加算Ⅱの算定回数を超えています

○基本報酬の算定に必要なサービス提供実績記録票の値が設定されていること。

No	エラーコード	エラーメッセージ
31	PR73	支給量: 実績記録票の「退居後支援」を設定した日がないため、退居後共同生活援助サービス費は算定できません

5 令和6年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧

(4) 計画相談支援給付費請求書等に対するチェック

○同一月において併給できない加算が算定されていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
32	EF83	受付:初回加算と医療・保育・教育機関等連携加算(面談)は同月に算定できません
33	EF84	受付:サービス担当者会議実施加算と医療・保育・教育機関等連携加算(面談)は同月に算定できません

○加算の算定に必要な基本報酬が算定されていること。

No	エラーコード	エラーメッセージ
34	EF85	受付:基本報酬が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません
35	EF86	受付:基本報酬が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません

○加算の算定回数の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の算定回数の合計を超えていないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
36	EQ79	受付:地域生活支援拠点等機能強化加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています

5 令和6年11月審査以降「返戻」となるエラーコード一覧

○加算の算定回数が、当該加算の算定に必要な加算の算定回数を超過していないこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
37	EQ80	受付:遠隔地訪問加算(初回加算)は、初回加算の回数を超過して算定できません
38	EQ81	受付:遠隔地訪問加算(入院時情報連携加算Ⅰ)は、入院時情報連携加算Ⅰの回数を超過して算定できません
39	EQ82	受付:遠隔地訪問加算(退院・退所加算)は、退院・退所加算の回数を超過して算定できません
40	EQ83	受付:遠隔地訪問加算(居宅介護支援事業所等連携加算(訪問))は、居宅介護支援事業所等連携加算(訪問)の回数を超過して算定できません
41	EQ84	受付:遠隔地訪問加算(医療・保育・教育機関等連携加算(面談(計画作成月)))は、対象となる加算の回数を超過して算定できません
42	EQ85	受付:遠隔地訪問加算(医療・保育・教育機関等連携加算(面談(モニタリング月)))は、対象となる加算の回数を超過して算定できません
43	EQ86	受付:遠隔地訪問加算(医療・保育・教育機関等連携加算(通院同行))は、対象となる加算の回数を超過して算定できません
44	EQ87	受付:遠隔地訪問加算(集中支援加算(訪問))は、集中支援加算(訪問)の回数を超過して算定できません
45	EQ88	受付:遠隔地訪問加算(集中支援加算(通院同行))は、集中支援加算(通院同行)の回数を超過して算定できません
46	EQ89	受付:遠隔地訪問加算(保育・教育等移行支援加算(訪問))は、保育・教育等移行支援加算(訪問)の回数を超過して算定できません

○事業所台帳の設定値との関係が正しいこと。

No	エラーコード	エラーメッセージ
47	PC72	受付:地域生活支援拠点等区分が「非該当」、または地域体制強化共同支援体制が「無し」のため、地域体制強化共同支援加算は算定できません
48	PC83	受付:事業所台帳の「地域生活支援拠点等機能強化体制の有無」が「無し」のため、地域生活支援拠点等機能強化加算は算定できません
49	PK64	受付:地域生活支援拠点等区分が「非該当」、または地域体制強化共同支援体制が「無し」のため、地域体制強化共同支援加算は算定できません
50	PK75	受付:障害児施設台帳の「地域生活支援拠点等機能強化体制の有無」が「無し」のため、地域生活支援拠点等機能強化加算は算定できません